

～資料編～

水戸市協働推進基本計画（第1次）の基本施策に対する実施状況	41
未来の水戸をつくる市民1万人アンケート	43
協働事例集	44
計画策定の経緯	48
水戸市協働推進委員会条例	50
水戸市ボランティア・NPOなどとの 協働の推進のための市民懇話会設置要項	52
市民懇話会構成メンバー	53
水戸市協働推進基本計画策定委員会設置要項	54
水戸市協働推進基本計画策定ワーキンググループ設置要項	56

水戸市協働推進基本計画（第1次）の基本施策に対する実施状況

基本方針及び基本施策	実施事業名	実施状況	評価	今後の方向性
1 パートナーシップの構築				
1-1 情報の共有				
1-1-1 情報交換するしくみ、場の創出	情報発信サイトの設置・運営	H24年2月 市民活動情報ウェブサイト「こみっと広場」開設	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体の積極的な登録、利用が見られ、情報交換が活発に行われるようになった。 こみっと広場の知名度が低い。 情報が検索しづらい。 セキュリティ対策の強化について検討が必要となる。 	こみっと広場の更なるPR、内容の拡充
	市民活動団体情報コーナーの設置	H22年8月 本庁舎1階に設置（現在、三の丸臨時庁舎へ移動）	<ul style="list-style-type: none"> 来庁者の目に触れる形でのコーナー設置ができた。 市民活動団体において、情報発信コーナーの利用方法や手順が十分認識されていない。 	ミオスピルや図書館、市民センター等、他の公共施設への設置の検討
2 自立の促進				
1-2-1 研修、啓発	各種研修等の実施	採用2年目職員研修の実施（H21～） テーマ：協働のまちづくり 協働推進員研修の実施（H22～） テーマ：協働事業提案制度、協働マニュアルの活用、企画・提案力を促すためのワークショップの実践	<ul style="list-style-type: none"> 各部署・職員の協働事業への理解が深まっている。 担当部署によって、理解度に差がある。 	職員研修の継続及び拡充（新しい研修の検討）
1-2-2 広報	広報みと、ホームページ等の活用	広報みと、水戸市HPに各種事業等を掲載	<ul style="list-style-type: none"> 各媒体への各種事業の掲載により、一定の周知が図られている。 世代ごとに活用する広報媒体の違いがあり、受け取る情報に差が出る。 	市HPのコンテンツの向上（魅力ある内容にする。） 地域課題・行政課題の発信
2 自立の促進				
2-1 組織的基盤強化策				
2-1-1 人材育成	組織運営能力向上のための研修の実施	市民活動団体向け研修会の実施（H22: 2回 H23: 6回 H24: 3回 H25: 1回 H26: 1回） テーマ：NPO 法人の会計基準、助成金活用術、広報力の向上他	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体の組織運営能力の強化にあたって、テーマごとの研修を推進できた。 運営の組織のあり方、人材確保の方法、広報媒体の活用等についての研修が必要となる。 	充実した研修の実施（組織の在り方、人材確保の方法、広報媒体の活用など） 地域課題・行政課題の発信
2-1-2 ノウハウ・スキルの習得	ノウハウ伝授、人脈を広げる交流会の実施	H25年1月「こみっとフェスティバル 2013」開催（会場：水戸駅ビル エクセルホール） H26年2月「こみっとフェスティバル 2014」開催（会場：イオンモール水戸内原） H27年2月「こみっとフェスティバル 2015」開催（会場：イオンモール水戸内原）	<ul style="list-style-type: none"> こみっとフェスティバルの開催により、団体間の交流が深まった。 各団体が独自に活動を進めており、団体間交流の意識が浸透していない。 	継続した事業の展開、市民活動団体のネットワークの構築
2-2 財政的基盤強化策				
2-2-1 活動に対する財政支援等	活動状況に応じた支援の検討	他の自治体の事例調査	<ul style="list-style-type: none"> 他市の事例調査により、財政支援の実態が捕捉できた。 	基金や寄付金等財政支援の在り方の検討
	公共施設など使用の優遇措置の検討	市民センター使用に関する基準の統一化	<ul style="list-style-type: none"> 市民センターの使用にあたり、NPO法人等の使用基準が緩和された。 公共施設において、市外在住者への割高料金、一部窓口の対応の悪さ、地元自治会との競合等の面で使用しづらい。 	市民活動団体の活動拠点施設の検討 学校の空き教室、企業の空き店舗等の利用の検討

基本方針及び基本施策	実施事業名	実施状況	評 価	今後の方向性
3 協働の推進				
3-1 活動しやすい環境づくり				
3-1-1 参加のきっかけづくり、保険制度	活動ポイント制度導入の検討	他の自治体の事例調査	・他市の事例調査により、活動ポイント制度の実態が捕捉できた。	効果的な活動ポイント制度導入に関する検討
	学校でのボランティア体験学習等の実施	地域コミュニティ、各ボランティア団体との体験型学習など、一部学校で実施	・地域コミュニティ団体、各ボランティア団体との体験型学習の実施により、参加者の理解が深まった。 ・実施校が限定されており、広く各学校の授業で、知識・プレゼンテーション能力があるボランティア団体等との連携が必要となる。	学校における地域課題・行政課題の講義 ボランティア体験情報の周知
	市民活動保険料の負担の検討	各課にて実施	・活動に応じた保険内容により各自対応しており、活動中の事故への補償体制は整備されている。	状況に応じた保険料負担の検討
3-1-2 広報、啓発	広報みと、ホームページ等の活用（再掲）	広報みと、水戸市HPに各種掲載	・各媒体への各種事業の掲載により、一定の周知が図られている。 ・世代ごとに利用媒体の違いがあり、受け取る情報に差が出る。	市HPのコンテンツの向上（魅力ある内容にする。） 地域課題・行政課題の発信
3-2 基本的ルール及び推進体制の確立				
3-2-1 協働推進策の標準化	条例制定の検討	他の自治体の事例調査	・各自治体の協働推進の形態が明らかになった。	条例制定に関する他の自治体の事例調査の実施（メリット・デメリット等）
3-2-2 PDCAサイクルの確立	協働マニュアルの作成	H22年3月「協働おたすけナビ」の作成・運用	・各部署・職員の対応に、一定の統一化・迅速化が図られた。	協働マニュアルの更なる周知 市民活動団体との協働・連携による協働マニュアルの改訂
	協働事業推進のための制度設計	水戸市協働事業提案制度「わくわくプロジェクト」の開始 (採択事業 H22: 6件 H23: 7件 H24: 8件 H25: 7件 H26: 6件)	・企画段階から協働で事業を提案し、公開による審査・評価を行うことで、行政の協働事業に対する意識が向上し、市民活動団体の意欲が高まった。	協働事業提案制度の充実
3-2-3 推進体制の整備	(仮称)協働推進委員会の設置	H22年7月 水戸市協働推進委員会の設置 (会議開催 H22: 2回 H23: 3回 H24: 3回 H25: 3回 H26: 3回)	・一般公募市民も含めた幅広い分野からの委員で構成され、より透明性・公平性が保たれるようになった。	協働推進委員会による進行管理
	府内推進組織の強化などの検討	各課に協働推進員を配置(H22～) (平成26年4月現在 70名)	・各部署・職員の対応に、一定の統一化・迅速化が図られた。 ・担当部署によって、協働に対する理解・意識に差がある。	協働推進員の周知の徹底（名札の色を変えるなど、市民に分かりやすくする。） 協働推進員の意識の更なる向上

未来の水戸をつくる市民1万人アンケート

このアンケートは、市民の生活環境や市政に対する評価・意見などを多面的に把握し、行政運営に反映させることを目的として実施しました。ここでは、協働に関する調査結果を示します。

※ 調査対象：水戸市在住の満18歳以上の個人・市政モニター・審議会などの委員

標本数：10,145人 有効回答：5,801(57.2%)

調査期間：平成23年12月5日～12月20日

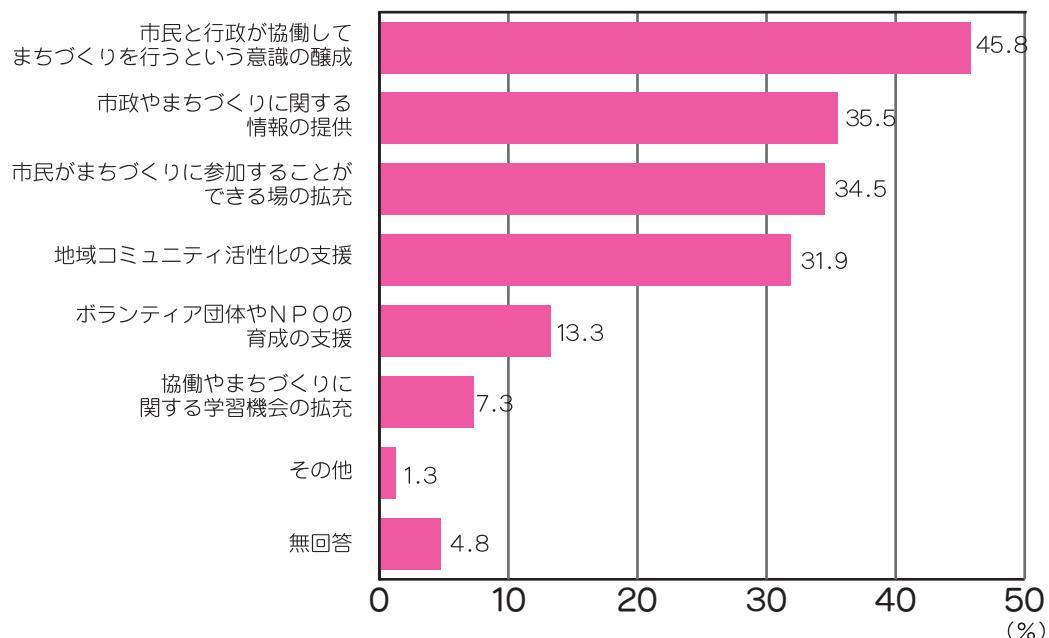
3-7-3 市民と行政との協働

問20

今後、市民と行政とが協働でまちづくりを進めていくためには、水戸市はどのようなことに力を入れたら良いと思いますか。(2つまで選択)

結果

「市民と行政とが協働してまちづくりを行うという意識の醸成」が最も多い



市民と行政が協働でまちづくりを進めていくために市に力を入れてほしいことをたずねたところ、「市民と行政とが協働してまちづくりを行うという意識の醸成」が45.8%で最も多く、以下「市政やまちづくりに関する情報の提供」35.5%、「市民がまちづくりに参加することができる場の拡充」34.5%、「地域コミュニティ活性化の支援」31.9%、「ボランティア団体やNPOの育成の支援」13.3%の順で続いています。市民の間では、協働の意識づくりや関連情報の提供を重視する傾向があらわれています。

協働事例集

具体的に協働をイメージできるよう、事例を示します。

保健・福祉

自治体名	横浜市	事業名	横浜健康応援団事業
決算額：年度	661（千円）：H20	パートナー	団体 市内飲食店等
協働のきっかけ	団体からの提案		市 保険事業課
取組内容	「よこはま健康応援団」参加の飲食店等が、健康メニューの提供や栄養成分表示、店内終日禁煙等の実施を通して、行政と一緒に市民の健康づくりを進める。		
行政の関わり	・活動に必要な情報提供、相談受付 ・よこはま健康応援団ステッカーの支給		

社会教育

自治体名	愛知県	事業名	青年の社会参加体験事業
決算額：年度	2,750（千円）：H21	パートナー	団体 アスクネット（NPO）
協働のきっかけ	団体からの提案		区 社会活動推進課
取組内容	高校生・大学生などを対象に社会人の先輩たちの成功体験等を主題とした双方向でのワークショップを開催し、体験学習や異年齢交流を通して社会性や企画力、コミュニケーション力を培う機会を提供する。		
行政の関わり	委託 ・協働事業の広報PR ・場所の提供など		

まちづくり

自治体名	新潟県	事業名	美しいまちづくり推進事業
決算額：年度	なし	パートナー	団体 みなと昭和館（NPO）
協働のきっかけ	団体からの呼びかけ		市 都市政策課
取組内容	景観づくりの大切さを広く県民に周知するため、景観づくりのモデル地区として選定した地区的取り組みを支援することにより当該地区や周辺地区的景観づくりへの波及を図る。また、地域の取り組みを通して景観づくりの重要性を市町村が認識することにより市町村の景観行政団体移行を促す。		
行政の関わり	・ワークショップの開催 ・地域づくりや景観づくりの専門家の派遣 ・座談会や出前講座による意識啓発 など		



災害救助

自治体名	和光市	事業名	和光市防災講演会	
決算額：年度	474（千円）：H21	パートナー	団体	和光市自治会連合会
協働のきっかけ	団体からの提案		市	危機管理室
取組内容	市民の防災意識をより高めるため、防災関係の講演会を共催で実施。			
行政の関わり	共催 ・講座講師 ・場所の確保 ・協働事業の広報PR			

地域安全

自治体名	岩手県	事業名	土砂災害写真パネル展	
決算額：年度	なし	パートナー	団体	防災ネットいわて（NPO）
協働のきっかけ	団体からの提案		市	砂防災害課
取組内容	土砂災害は、県民の暮らしに大きな影響を与えており、住民自ら危険な場所を認識し、避難・行動することを促すために、土砂災害の恐ろしさ、悲惨さを視覚に訴える災害写真展を開催した。			
行政の関わり	・会場の提供 ・県民への広報			

情報化社会

自治体名	佐久市	事業名	ICTフェスタ in 佐久	
決算額：年度	なし	パートナー	団体	情報化フェスタ実行委員会
協働のきっかけ	市からの呼びかけ		市	情報統計課
取組内容	市民が高度情報通信技術に親しみ、ICTサービスを享受できるように最新のICT技術を利用したサービスを紹介する。			
行政の関わり	事務局、事業の運営及びPR			

その他の分野

自治体名	岡崎市	事業名	くらしと行政よろず相談会 ～一日合同行政相談所～			
決算額：年度	49(千円)：H25	パートナー	団体	相談関係機関(17機関)		
協働のきっかけ	団体からの提案	市	市民生活部市民協働推進課			
取組内容	専門の相談員が一堂に会し、17種目という多様な相談に応じる。(相談種目)行政相談・人権相談・法律相談・県政相談・消費生活相談・介護保険相談・女性悩みごと相談・警察住民相談・民事介入暴力相談・税金相談・建築相談・登記相談・行政手続相談・不動産相談・年金労働相談・将来設計相談・交通事故相談					
行政の関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機関への派遣依頼 ・市民への開催周知 ・適切な相談種目の案内 					

自治体名	大阪市	事業名	いつでもどこでも 「すみ博」開催事業	
決算額：年度	50,255（千円）：H20	団体	すみよし博覧会 実行委員会	
協働のきっかけ	市からの呼びかけ	パートナー	市	住吉区役所市民協働課
取組内容	区民の主体的な参加により地域の特色を生かした「すみ博」を開催することで、区内外からの集客で観光区住吉の復活を図り、また、コミュニティを強化し区全体を活性化させる			
行政の関わり	補助事業 ・企画及び技術提供など、運営支援全般 ・協働事業の広報PR ・運営場所の確保など			

水戸市の事例

自治体名	水戸市	事業名	水戸の子育て情報誌づくり	
決算額：年度	500（千円）：H26	パートナー	団体	水戸子育てネットワーク 「みとこみ」
協働のきっかけ	団体からの呼びかけ		市	子ども課
取組内容	子育て中の親同士が意見交換や取材を通して情報誌を作成することにより、育児不安の解消に加え、本市子育て支援施設等の賑わいにつなげる。			
行政の関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・情報誌の編集に必要となる各種行政情報の提供 ・情報誌編集における内容の監修 ・広報みと、ホームページ、こみと広場等でのPR ・情報誌の配布 ・必要な情報の収集、及び原稿校正。 ・活動場所の確保（編集会議を市民センター等公の施設で行う場合） 			



自治体名	水戸市	事業名	Let's DANCE!! ～ダンスをみんなで 楽しもう！～		
決算額：年度	500（千円）：H26	パートナー	団体	W_a L P H A	
協働のきっかけ	団体からの呼びかけ		市	総合教育研究所	
取組内容	教員向け講習会、ダンス授業支援事業の実施、ダンステキストなどの作成を通して、専門的なダンス授業の展開及び授業システムの確立を目指す。				
行政の関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・（授業を実施する）施設の確保や備品（スピーカーなど）の提供 ・各学校長や体育連盟の関係者などへの調整・連携協力 ・授業で習ったダンスを児童・生徒たちが発表するような施設の提供 ・市と共にによるダンス発表会の実施（一般向け・土日開催） 				

自治体名	水戸市	事業名	外国人を対象とした 防災意識啓発事業		
決算額：年度	500（千円）：H26	パートナー	団体	みと男女平等参画を 考える会	
協働のきっかけ	団体からの呼びかけ		市	地域安全課	
取組内容	外国人を対象とした防災訓練・講座、防災ノートの作成により、外国人への防災情報を提供するとともに、外国人の防災意識の啓発に努める。				
行政の関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の防災対策への再評価 ・広報活動及び防災訓練・講座への支援 ・防災ノートの配布 ・行政の持つ専門的な知識や震災時の経験を外国人に伝える。 				

自治体名	水戸市	事業名	水戸の職人物語 広報プロジェクト		
決算額：年度	500（千円）：H26	パートナー	団体	常磐大学地域政策研究会	
協働のきっかけ	市からの呼びかけ		市	商工課	
取組内容	水戸の中心市街地に存在する魅力的な店のこだわりを発掘し、情報発信することで市民や他地域の人々が訪れたいと思える中心市街地の魅力を創出し、市民の集客率を上げ、中心市街地の活性化を図る。				
行政の関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街や市民に対して、事業の働きかけとその後の情報発信を学生と連携して行う。 ・関係機関との連絡調整 ・広報活動の支援 ・長期的な視野に立った企画の立案に関する助言 ・中心市街地の活性化に向けた市の基本施策への反映 				

※表中の決算額は市（区）からの支出額であって、事業費とは一致しない場合があります。

計画策定の経緯

実施事項	実施日	内容
第1回策定委員会	平成26年5月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の進め方とスケジュールの確認 ・昨年度までの意見を踏まえた修正案の提示
政策会議	平成26年5月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の基本方針の決定
第1回水戸市協働推進委員会	平成26年5月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画(案)について質問
第1回ワーキンググループ会議	平成26年6月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員会での意見を踏まえた修正案の提示 ・計画(案)の構成について協議 ・「基本事項」について協議
第1回市民懇話会	平成26年7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定のスケジュールと今までの取組について説明 ・「はじめに」と「基本事項」について協議
第2回ワーキンググループ会議	平成26年7月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・「はじめに」と「基本事項」の修正案を提示 ・「基本方針」について協議
第2回市民懇話会	平成26年8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本事項」の修正案を提示 ・「基本方針」について協議 ・計画(案)の愛称について協議
第3回ワーキンググループ会議	平成26年8月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本事項」と「基本方針」の修正案を提示 ・「基本施策」について協議 ・計画(案)の愛称について協議
第3回市民懇話会	平成26年9月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本事項」と「基本方針」の修正案を提示 ・「基本施策」について協議 ・計画(案)の愛称について協議
第4回ワーキンググループ会議	平成26年10月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本施策」の修正案の提示 ・計画(案)のまとめ ・計画(案)の愛称について協議
第4回市民懇話会	平成26年10月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本施策」の修正案の提示 ・計画(案)のまとめ ・計画(案)の愛称の決定



実施事項	実施日	内 容
第2回水戸市協働推進委員会	平成26年10月30日	・計画策定スケジュール確認 ・計画(案)の審議
第2回策定委員会	平成26年11月5日	・計画策定スケジュール確認 ・計画(案)の審議
政策会議	平成26年11月26日	・パブリックコメント実施に係る計画(素案)の内容報告
第5回市民懇話会	平成26年11月27日	・計画策定の経過報告
意見公募手続	平成26年12月11日～平成27年1月9日	・市の公共施設、広報、ホームページなどで計画書(素案)を公表
第3回水戸市協働推進委員会	平成27年1月26日	・計画(案)の最終審議
水戸市協働推進委員会から答申	平成27年2月2日	・計画(案)への答申
第6回市民懇話会	平成27年2月9日	・計画(案)の最終審議
第3回策定委員会	平成27年2月16日	・計画(案)の最終確認
府議	平成27年3月25日	・計画策定

水戸市協働推進委員会条例

平成22年3月24日
水戸市条例第2号

(設置)

第1条 本市における市民と行政との協働の推進を図るため、水戸市協働推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 市民と行政との協働に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 協働を推進するための計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、市民、市民活動団体その他関係団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民協働部において行う。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

水戸市協働推進委員会委員名簿

氏名	所属など	組織区分
委員長 金本 節子	茨城大学名誉教授	学識経験者
副委員長 水嶋 陽子	常磐大学 人間科学部准教授	
大野 覚	認定NPO法人 茨城NPOセンター・コモンズ事務局次長	NPO代表
平沼 賢治	水戸市ボランティア連絡協議会 副会長	ボランティア代表
金成 滋	水戸市住みよいまちづくり推進協議会 常任理事	コミュニティ代表
鹿倉よし江	水戸女性会議 会長	女性団体代表
石川 浩之	水戸商工会議所 振興部長	関係団体
沢畑 樹彦	公益社団法人 水戸青年会議所 専務理事	
久保 隆		公募市民
坂場 一栄		



水戸市ボランティア・NPOなどとの協働の推進のための 市民懇話会設置要項

(設置)

第1条 水戸市とボランティア・NPOなどとの協働の推進について協議するため、市民懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の各号における事項を所掌する。

- (1) 協働を推進するにあたっての基本的事項の検討、課題の抽出・整理及び施策の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、協働の推進に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、NPO・ボランティア団体、学識経験者などで組織する。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 懇話会は、必要があると認めるときは、懇話会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、市長公室地域振興課において行う。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要項は、平成20年5月8日から施行する。

市民懇話会構成メンバー

	区分	団体名など
1	学識 経験者	茨城大学名誉教授 金本 節子 ○会長
2		常磐大学人間科学部 准教授 水嶋 陽子 ○副会長
3	NPO法人	水戸子どもの劇場
4		フリースクールトライアル
5		ウイメンズネット「らいす」
6		ナルク水戸
7		ぽかぽかクラブ
8	ボランティア団体	みと友縁の会（認知症予防活動推進員）
9		四つばの会
10		茨城点訳・音訳友の会
11		茨城世界青少年コミュニケーションクラブ
12		内原すみれの会

水戸市協働推進基本計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 水戸市協働推進基本計画(以下「推進計画」という。)の策定に当たり、その基本的事項及び基本施策を検討するため、水戸市協働推進基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の原案の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、市長公室長をもって充てる。
- 3 副委員長には、地域振興課長をもって充てる。
- 4 委員には、別表に掲げる者をもって充てる。ただし、必要があると認めるときは、委員長が指名する者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、委員会の事務を掌理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市長公室地域振興課において行う。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成20年4月25日から施行する。

この要項は、平成25年6月28日から施行する。

別表（第3条関係）

部	補職名
市長公室	政策企画課長
総務部	総務法制課長
	行政改革課長
財務部	財政課長
市民環境部	市民生活課長
	環境課長
保健福祉部	福祉総務課長
	高齢福祉課長
	子ども課長
産業経済部	商工課長
	観光課長
	農政課長
	農業技術センター所長
建設部	建設計画課長
都市計画部	都市計画課長
	公園緑地課長
下水道部	下水道管理課長
教育委員会	教育企画課長
	生涯学習課長
	文化課長
消防本部	消防総務課長
水道部	水道総務課長



水戸市協働推進基本計画策定ワーキンググループ設置要項

(設置)

第1条 水戸市協働推進基本計画(以下「推進計画」という。)の策定に当たり、その基本的事項及び基本施策を検討するため、水戸市協働推進基本計画策定 委員会(以下「委員会」という。)の下部組織として、水戸市協働推進計画策定ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 ワーキンググループは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の原案の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 ワーキンググループは、グループ長、副グループ長及びグループ員をもつて組織する。

- 2 グループ長には、地域振興課長をもって充てる。
- 3 副グループ長には、地域振興課長補佐をもって充てる。
- 4 グループ員には、別表に掲げる所属の長と協議の上、グループ長が指名する職員をもって充てる。ただし、必要があると認めるときは、グループ長が指名する者をグループ員とすることができます。

(運営)

第4条 グループ長は、必要に応じてワーキンググループを招集し、ワーキンググループの事務を掌理し、会議の議長となる。

- 2 副グループ長は、グループ長を補佐し、グループ長に事故あるとき、又はグループ長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 グループ長は、ワーキンググループの調査及び検討の結果について、委員会に報告するものとする。

(関係者の出席)

第5条 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市長公室地域振興課において行う。

付 則

この要項は、平成25年6月28日から施行する。



別表（第3条関係）

政策企画課
行政改革課
財政課
市民生活課
環境課
高齢福祉課
子ども課
商工課
観光課
農業技術センター
公園緑地課
教育企画課
生涯学習課